

京都市告示第 7 号

地方税法第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産（償却資産）の価格等の全てを登録しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

(市税事務所法人諸税室)